
< 大垣共立 >
OKメイト・外為WEBサービス
利用規定

平成20年7月

目 次

<大垣共立> OKメイト・外為WEBサービス利用規定

- 1 . サービス内容
- 2 . 利用申込
- 3 . 管理者および利用者
- 4 . 本人確認
- 5 . 依頼内容の確定
- 6 . 電子メール
- 7 . 外国送金受付サービス
- 8 . 輸入信用状受付サービス
- 9 . 手数料等
- 10 . 取引内容の確認
- 11 . 免責事項
- 12 . 届出事項の変更等
- 13 . サービスの追加
- 14 . 解約等
- 15 . サービスの停止および廃止
- 16 . 規定の変更
- 17 . 規定等の準用
- 18 . 業務委託の承諾
- 19 . 契約期間
- 20 . 譲渡・質入れ
- 21 . 準拠法・合意管轄

外国送金取引規定

<大垣共立>OK メイト・外為 WEB サービス利用規定

<大垣共立>OK メイト・外為 WEB サービス利用規定（以下「本規定」といいます）は、<大垣共立>OK メイト・外為 WEB サービス（以下「本サービス」といいます）のご利用に関して定めたものです。契約者ご本人（以下「契約者」といいます）が本サービスを利用するに際しては、当行と契約者との間に以下の利用規定が適用されるものとします。

1. サービス内容

(1) 本サービスは、契約者がパーソナルコンピューター等の端末機（以下「パソコン」といいます）により、インターネットを利用して、次の取引を依頼することができるものとします。

外国送金受付サービス

輸入信用状受付サービス

(2) 本サービスの利用に際して使用できる機器およびブラウザのバージョンは、当行所定のものに限ります。

(3) 本サービスの取扱日および利用時間帯は、当行所定の日および時間帯とします。ただし、当行はこの取扱日・利用時間を契約者に事前に通知することなく変更する場合があります。なお、当行の責めによらない回線工事等が発生した場合は、利用時間中であっても契約者に予告なく、取扱いを一時停止または中止することがあります。

(4) 契約者は指定日当日に本サービスの依頼を行うことができます。この場合、契約者は、パソコンから当行への送信が当行所定の時限を過ぎた場合には、取引が翌営業日扱いになること、および翌営業日の為替相場が適用されることに同意するものとします。

(5) 契約者は翌営業日以降を指定日として本サービスの依頼を行うことができます。指定日は当行所定の期間内で、当行所定の日付を指定することができます。

(6) 本サービスの利用は、日本国内に限ります。なお、海外からの利用により生じた損害については、当行は責任を負いません。

2. 利用申込

(1) 本サービスの利用申込者は、次の各号すべてに該当する方とします。

法人、または個人事業主の方

インターネットの利用が可能な環境のある方

本規定の適用に同意した方

当行本支店に円建普通預金口座または当座預金口座をお持ちの方

(2) 前(1)に該当する方からの利用申込みであっても、虚偽の事項を届出たことが判明した場合、または当行が利用を不適当と判断した場合には当行は利用申込みを承諾しないことがあります。なお、利用申込者は、この不承諾につき異議を述べないものとします。

-
-
- (3) 本サービスの申込にあたっては、「<大垣共立>OK メイト・外為 WEB サービス申込書」による申込が必要です。
 - (4) 本サービスを利用するには、本規定を熟読のうえ内容を十分理解し、その内容が適用されることを承諾したうえで申込書に所定の事項を記入し、申込手続を行うものとします。
 - (5) 契約者は、「<大垣共立>OK メイト・外為 WEB サービス申込書」により本サービスの利用にかかる手数料の引落とし口座（以下「サービス利用料支払指定口座」といいます）を申し込むものとします。支払指定口座として申し込むことができるのは、当行本支店における契約者名義の口座とし、口座の種類は当行所定のものとします。
 - (6) また、本サービスの利用に伴う外国為替取引に関する決済代金および付随する手数料を引き落とす口座（以下「代わり金・付随手数料支払指定口座」といいます）をあらかじめ「預金口座振替依頼書（外国為替取引用）」で指定するものとします。指定できる口座は、当行本支店における契約者名義の口座とし、口座の種類は当行所定のものとします。

3. 管理者および利用者

- (1) 契約者は本サービスの管理者（以下「管理者」といいます）を当行所定の手続きにより登録するものとします。
- (2) 契約者は、管理者の利用権限を一定の範囲で代行する利用者（以下「利用者」といいます）を当行所定の手続きにより、当行所定の数に至るまで利用者を登録できるものとします。
- (3) 管理者は、パソコンから当行所定の管理業務（以下「管理業務」といいます）を行うことができます。なお、契約者は契約者本人の責任において管理者に本規定を遵守させ、管理業務に関する責任は契約者が負うこととします。
- (4) 利用者は、パソコンから当行所定の範囲内のサービスを利用できるものとします。なお、契約者は契約者本人の責任において利用者に本規定を遵守させ、その利用に関する責任は契約者が負うこととします。

4. 本人確認

- (1) 当行は、利用申込を承諾した場合、契約者及び申込書に記入されたお客様パスワードの登録を行い、契約者に対しログインID（以下「ID」といいます）初回ログイン時のみ使用する仮のパスワード（以下「初期パスワード」といいます）を発行します。契約者は、初回ログイン時には初期パスワード及びお客様パスワードによりログインし、パソコンからパスワードを変更するものとします。当行はこの変更手続きにより届け出られたパスワードを本サービスの正式なパスワード（以下「パスワード」といいます）とします。なお、契約者が本サービスの利用を開始した後は、パソコンの利用画面よりパスワードを随時変更することができます。
- (2) 契約者が本サービスを利用する場合は、ID及びパスワードをパソコンより当行に送信するものとします。当行は送信されたID及びパスワードと当行に登録されたID及びパスワードの一致を確認した場合は、当行は次の事項を確認できたものとして取扱います。 契約者の有効な意思による申込であること。 当行が受信した依頼内容が真正なものであること。
- (3) パスワードを失念したり、他人に知られたような場合は、すみやかに取引店まで届け出てください。なお、当行への届け出前に生じた損害については、当行は責任を負いません。また、安

全性を高めるため、管理者または利用者ご本人でパスワードを定期的に変更して下さい。

- (4) ID及びパスワードは、契約者ご本人の責任において厳重に管理してください。なお、当行職員からこれらの内容をお聞きすることはありません。
- (5) 管理者または利用者がパスワードの入力を当行所定の回数連続して誤った場合は、当行は本サービスの取扱いを中止することができるものとします。

5. 依頼内容の確定

本サービスによる取引の依頼は、契約者が取引に必要な所定の事項を、当行の指定する方法により、正確に当行に伝達することで行うものとします。

- (1) 契約者は、依頼内容を当行の指定する方法で当行へ伝達し、当行がそれを確認した時点で当該取引の依頼内容が確定したものととして、当行が定めた方法で各取引の手続きを行うものとします。受付完了の確認はパソコンから当行所定の電子メールまたは照会機能で行ってください。
- (2) 契約者が本サービスにより当行へ送信した電磁的記録による依頼は、当行と契約者との取引において印章を押印した書面と同等の法的効力をもつものとします。

6. 電子メール

- (1) 当行は本サービスの管理者および利用者に電子メールアドレスを割り当てます。
- (2) 当行は本サービスの受付結果やその他の告知を割り当てた電子メールアドレスに送信します。当行がこの電子メールアドレスに送信したうへは、通信障害その他の理由による未着・延着が発生したときでも通常到達すべき時に到着したものとみなし、それによって生じた損害について、当行は責任を負いません。
- (3) 本サービスで利用する電子メールアドレスは本サービス専用であり、当行からの告知事項の受信専用です。電子メールの送信、および本サービス以外からの電子メールの受信はできません。
- (4) 契約者は、当行が配信する情報の内容を無断転送、または流用することはできないものとします。

7. 外国送金受付サービス

- (1) 外国送金受付サービスとは、契約者のパソコンからの依頼にもとづき、契約者が指定する代わり金・付随手数料支払指定口座から外国送金代わり金を引落しのうへ、外国送金を行うサービスです。
- (2) 外国送金は本規定5.「依頼内容の確定」により依頼内容が確定し、当行が当行所定の時限に外国送金代わり金と外国送金にかかる手数料を引落したときに成立するものとします。
- (3) 本規定に定めのない事項については別記、「外国送金取引規定」の各条項に従うこととします。
- (4) 下の各号に該当する場合、外国送金受付サービスによる外国送金のお取扱いはできません。

当行所定の時間に外国送金代わり金と外国送金にかかる手数料の合計額が代わり金・付随手数料支払指定口座より払出すことのできる金額(当座貸越を利用できる金額を含む)を超える場合。なお、いったんこれらの払い出しが不能となった外国送金依頼については、所定の時限後に資金の入金があっても外国送金は行われません。

代わり金・付随手数料支払指定口座が解約済の場合。

契約者から代わり金・付随手数料支払指定口座の支払停止の届出があり、それにもとづき当行が所定の手続きを行った場合。

差押等やむをえない事情があり、当行が支払を不適当と認めた場合。

外国送金受付サービスによる依頼が当行所定の取扱日および利用時間の範囲を超える場合。

- (5) 外国送金の依頼を取消す場合は、外国送金取組指定日の前営業日の当行所定の時刻までに、当行所定の方法で取消依頼を行うことができますが、それ以降は、「外国送金取引規定」により取扱うものとします。
- (6) 当行は契約者が支払うべき外国送金代わり金を、普通預金規定(総合口座取引規定を含みます)、当座勘定規定、外貨普通預金規定にかかわらず、通帳・払戻請求書、カードまたは当座小切手の提出を受けることなしに、あらかじめ契約者が「預金口座振替依頼書(外国為替取引用)」において指定した代わり金・付随手数料支払指定口座から引落しのうえ、当行所定の方法で処理します。なお、本引落しは契約者の外国送金依頼確定後に行ないます。
- (7) 契約者は、外国為替法等の各種法令において、当局宛に書類等を提出する必要がある場合、当行所定の期間内に、当行宛に当該書類等を提出するものとします。
- (8) 次の場合には、当行は契約者に通知することなく、外国送金手続の中止、または取消を行うことがあります。そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

外国為替法、その他日本および外国の法令との関係で当行が外国送金を取組できないと判断した場合。

前(7)にかかわらず、外国為替法上必要な書類等が、当行所定の期間内に申込書の取扱店に到着しない場合。

外国送金取組日における代わり金・付随手数料支払指定口座の支払可能金額(口座残高に当座貸越(総合口座による貸越を含みます)を利用できる金額を加算したもの)が、当該外国送金代わり金と外国送金にかかる手数料の合計額に満たない場合。

本サービスで指定された為替予約が外国送金の内容に適合しない等、外国送金依頼データに不備がある場合。

8. 輸入信用状受付サービス

- (1) 輸入信用状受付サービスとは、利用者がパソコンから行った信用状の開設および条件変更の申込を受け付けるサービスです。
 - (2) 依頼内容は本規定5.「依頼内容の確定」により当行が受信した時点で確定し、当行所定の手続き等が完了した時点で成立するものとします。
 - (3) 輸入信用状受付サービスによる信用状開設依頼書等は、国際商業会議所制定の「荷為替信用状に関する統一規則及び慣例」に準ずるものとします。また、本規定に定めのない事項については、契約者が銀行宛てに別途差し入れている「信用状取引約定書」の各条項、および「銀行取引約定書」の各条項に従うものとします。
 - (4) 以下の各号に該当する場合、輸入信用状受付サービスによる信用状のお取扱いはできません。
当行所定の手続きの結果、与信判断等当行独自の判断により開設および条件変更を行わな
-

いと決定したとき。

契約者から代わり金・付随手数料支払指定口座の支払停止の届出があり、それにもとづき当行が所定の手続きを行ったとき。

輸入信用状受付サービスによる依頼が当行所定の取扱日および利用時間の範囲を超えるとき。

(5) 依頼内容が確定し、当行が輸入信用状開設・条件変更依頼を審査のうえ、承認したときは、当行所定の手続きにより、輸入信用状開設・条件変更手続を行います。輸入信用状開設・条件変更手続実行後は、輸入信用状開設・条件変更依頼の取消はできないものとします。

(6) 契約者は、外国為替法等の各種法令において、当局宛に書類等を提出する必要がある場合、当行所定の期間内に、当行宛に当該書類等を提出するものとします。

(7) 次の場合には、当行は契約者に通知することなく、輸入信用状開設・条件変更手続の中止、または取消を行うことがあります。そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

外国為替法、その他日本および外国の法令上取扱えない輸入信用状開設・条件変更の場合。前(6)にかかわらず、外国為替法上必要な書類等が当行所定の期間内までに、申込書の取扱店に到着しない場合。

輸入信用状開設・条件変更データの不備、その他の理由により、依頼された輸入信用状開設・条件変更手続を行えないと当行が判断した場合。

9. 手数料等

(1) サービス利用料

本サービスのご利用にあたり、当行は所定のサービス利用料(消費税相当額を含みます。以下同じ。)をいただきます。この場合、サービス利用料は通帳・払戻請求書等の提出なしに申込書記載のサービス利用料支払指定口座から毎月当行所定の日に前月分を自動的に引落します。なお、初回の引落しは初回ログイン ID 発行日の翌々月となります。

(2) 外国送金にかかる手数料

本サービスにより外国送金を取り組む場合は、前(1)のサービス利用料とは別に、当行所定の外国送金にかかる手数料をいただきます。

外国送金にかかる手数料は、外国送金依頼の都度、または当行所定の日に代わり金・付随手数料支払指定口座から通帳・払戻請求書等の提出なしに引落します。

(3) 信用状開設および条件変更にかかる手数料

本サービスにより信用状開設、条件変更等を取り組む場合は、前(1)のサービス利用料とは別に、当行所定の信用状開設、条件変更にかかる手数料をいただきます。

信用状開設・条件変更にかかる手数料は、信用状開設、条件変更の都度、または当行所定の日に代わり金・付随手数料支払指定口座から通帳・払戻請求書等の提出なしに引落します。

(4) 領収書等

当行は本サービスのサービス利用料以外の諸手数料にかかる領収書等の発行は行いません。

10. 取引内容の確認

-
-
- (1) 本サービスによる取引後は、速やかに通帳等への記入または当座勘定照合表等により取引内容を照合して取引内容の確認を行ってください。万一、取引内容・残高に相違がある場合、直ちにその旨を当行あてにご連絡ください。
 - (2) 取引内容について疑義が生じた場合には、当行の機械記録等をもって処理させていただきます。
 - (3) 当行は本サービスにかかる取引の依頼はすべて記録し、相当期間保存します。

1 1 . 免責事項

- (1) 本規定 4 . 「本人確認」により本人確認手続きを経た後、本サービスの提供に応じたうえは、当行は利用者を契約者とみなし、ID 等、パスワード等、支払指定口座等に不正使用その他の事故があってもそのために生じた損害について、当行は責任を負いません。
- (2) 次の各号の事由により本サービスの取扱いに遅延、不能等があってもこれにより生じた損害について当行は責任を負いません。

当行または金融機関の共同システムの運営体が相当の安全策を講じたにもかかわらず、通信機器、回線およびコンピュータの障害または回線工事等のやむをえない事由があった場合。

災害・事変、法令による制限、政府または裁判所等公的機関の措置等のやむをえない事由があった場合。

公衆電話回線の通信経路において、盗聴等がなされたことにより、契約者の取引情報等が漏洩した場合。

当行以外の金融機関の責に帰すべき事由があった場合。

1 2 . 届出事項の変更等

指定口座等の届出内容に変更がある場合は、当行所定の方法によりただちにお届けください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

1 3 . サービスの追加

本サービスに今後追加されるサービスについて、契約者による新たな申込みなしに利用できるものとします。ただし、当行が指定する一部のサービスについてはこの限りではありません。

1 4 . 解約等

- (1) 本契約は、当事者の一方の都合によりいつでも解約することができます。ただし、契約者から当行に対する解約の通知は、書面によるものとします。
- (2) 当行の都合により本サービスを解約する場合は、届出の住所に解約の通知を行います。その場合に、その通知が住所変更等の事由により契約者に到着しなかったときは、通常到着すべきときに到着したものとみなします。
- (3) 契約者が次の各号のいずれかに該当したときは、当行はいつでも、契約者に事前に通知することなく本サービスを解約することができます。なお、解約により契約者に損害が生じたとしても、当行は責任を負いません。

支払停止、破産等の申立があったとき。

手形交換所の取引停止処分を受けたとき。

契約者が住所変更等の届出を怠る等契約者の責に帰すべき事由により、当行において契約者の所在が不明となったとき。

契約者が本規定に違反した場合等、当行が解約を必要とする相当の事由が生じた場合
1年以上にわたり本サービスの利用がないとき。

15．サービスの停止および廃止

当行は事前の通知をもって本サービスを停止し、または廃止することができます。ただし、緊急かつやむをえない場合に限り、当行は契約者へ事前に通知することなく本サービスを停止できるものとします。この場合、契約者は当行に対し一切の異議を述べず、かつ本サービスの停止または廃止によって生じた損害については、債務不履行、不法行為、不当利得その他の請求の原因を問わず、その賠償の請求は行わないものとします。

16．規定の変更

- (1) 当行は、この規定を、契約者に事前に通知することなく任意に変更することができるものとします。
- (2) 変更内容は、当行のホームページに掲示するものとします。
- (3) 変更日以降は変更後の内容に従い取扱うものとします。なお、当行の任意の変更によって損害が生じたとしても、当行は責任を負いません。

17．規定等の準用

本規定に定めのない事項については、当行の各種預金規定、当座勘定規定、外国送金取引規定、銀行取引約定書、信用状取引約定書等の外国為替取引に関し契約者が当行との間で締結している各約定書により取扱います。

18．業務委託の承諾

- (1) 当行は、当行が任意に定める第三者（以下「委託先」といいます）に業務の一部を委託し、必要な範囲内で契約者に関する情報を委託先に開示することとし、契約者はこれに同意することとします。
- (2) 当行は、委託先に、本サービスを構成している各種サーバーシステムの運用、保守等のセンター業務を委託することができるものとし、契約者はこれに同意することとします。

19．契約期間

本契約の当初契約期間は契約日から起算して1年間とし、契約者または当行から特に申し出のない限り、契約期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。なお、継続後も同様とします。

20．譲渡・質入れ

本契約に基づく契約者の権利は、譲渡・質入れすることはできません。

21. 準拠法・合意管轄

本契約の準拠法は日本法とします。本契約に基づく取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、当行本店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

以 上

外国送金取引規定

1.(適用範囲)

外国送金依頼書兼告知書による次の各号に定める外国送金取引については、この規定により取扱います。

外国向送金取引

国内にある当行の本支店または他の金融機関にある受取人の預金口座への外貨建送金取引

外国為替法規上の(非)居住者と非居住者との間における国内にある当行の本支店または他の金融機関にある受取人の預金口座への円貨建送金取引

その他前各号に準ずる取引

2.(定義)

この規定における用語の定義は、次のとおりとします。

外国向送金取引

送金依頼人の委託にもとづき、当行が行う次のことをいう。

- a. 送金依頼人の指定する外国にある他の金融機関に存在する受取人の預金口座に一定額を入金することを委託するための支払指図を、関係銀行に対して発信すること
- b. 外国にある受取人に対して一定額の支払いを行うことを委託するための支払指図を、関係銀行に対して発信すること
- c. 他の金融機関を支払人として、送金依頼人が指定する者を受取人とする送金小切手を送金依頼人に対して交付すること

支払指図

送金依頼人の委託にもとづき、当行が、一定額を受取人の処分可能にすることを委託するために関係銀行に対して発信する指示をいう。

支払銀行

受取人の預金口座への送金資金の入金または受取人に対する送金資金の支払いを行う金融機関をいう。

関係銀行

支払銀行および送金のために以下のことを行う金融機関をいう。

- a. 支払指図の仲介
- b. 銀行間における送金資金の決済

3.(送金の依頼)

(1) 送金の依頼は、次により取扱います。

送金の依頼は、窓口営業時間内に受付けます。

送金の依頼にあたっては、当行所定の外国送金依頼書兼告知書を使用し、送金種類、支払銀行名・支店名・所在地、受取人名、受取人口座番号、受取人の住所、送金金額、依頼人名、依頼人の住所・電話番号、支払銀行手数料の負担者区分など当行所定の事項を正確に記入し、署名または記名押印のうえ、提出してください。

当行は前号により外国送金依頼書兼告知書に記載された事項を依頼内容とします。

- (2) 送金の依頼を受付けるにあたっては、外国為替関連法規上所定の確認が必要ですので、次の手続きをしてください。

外国送金依頼書兼告知書に、送金原因その他所定の事項を記入してください。

所定の公的書類により本人確認済みの送金依頼人の預金口座から送金資金を振替える場合等を除き、当行所定の告知書に必要とされる事項を記入し提出してください。

所定の公的書類により本人確認済みの送金依頼人の預金口座から送金資金を振替える場合等を除き、運転免許証等所定の本人確認書類を提示してください。

許可等が必要とされる取引の場合には、その許可等を証明する書面を提示または提出してください。

- (3) 送金の依頼にあたっては、送金依頼人は当行に、送金資金の他に、当行所定の送金手数料・関係銀行手数料その他この取引に関連して必要となる手数料・諸費用(以下「送金資金等」といいます。)を支払ってください。なお、小切手その他の証券類による送金資金等の受入れはしません。

4.(送金委託契約の成立と解除等)

- (1) 送金委託契約は、当行が送金の依頼を承諾し、送金資金等を受領した時に成立するものとします。

- (2) 前項により送金委託契約が成立したときは、当行は、その契約内容に関して、外国送金計算書等を交付し、送金小切手の場合には、併せて送金小切手を交付します。なお、この外国送金計算書等は、解除や組戻しの場合など、後日提出していただくことがありますので、大切に保管してください。

- (3) 第1項により送金委託契約が成立した後においても、当行が関係銀行に対して支払指図を発信する前または送金依頼人に対して送金小切手を交付する前に次の各号に事由の一にでも該当すると認めるときは、当行から送金委託契約の解除ができるものとします。この場合、解除によって生じた損害については、当行の責に帰すべき事由によるものを除き、当行は責任を負いません。

取引等の非常停止に該当するなど送金が外国為替関連法規に違反するとき

戦争、内乱、もしくは関係銀行の資産凍結、支払停止などが発生し、またはそのおそれがあるとき

送金が犯罪にかかわるものであるなど相当の事由があるとき

- (4) 前項による解除の場合には、送金依頼人から受取った送金資金等を返却しますので、当行所定の受取書等に、外国送金依頼書兼告知書に使用した署名または印章により署名または記名押印のうえ、第2項に規定する外国送金計算書等とともに提出してください。この場合、当行所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。

- (5) 受取書等に使用された署名または印影を、外国送金依頼書兼告知書に使用された署名または印影と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めたとうえ、送金資金等を返却したときは、これによって生じた損害については、当行の責に帰すべき事由によるものを除き、当行は責任を負いません。

5.(支払指図の発信等)

- (1) 当行は、送金委託契約が成立したときは、前条第3項により解除した場合を除き、送金の依頼内容にもとづいて、遅滞なく関係銀行に対して支払指図を発信し、または送金小切手を送金依頼人に対して交付します。
- (2) 当行は送金実行のために、日本および海外の関係各国の法令・制度・勧告・習慣、関係銀行所定の手続き、または外国送金に用いられる伝達手段における要件等に従って、次の各号の情報のいずれか、または全てを支払指図に記載して関係銀行に伝達します。また、関係銀行からの求めに応じて情報を伝達する場合があります。なお、それらの情報は、関係銀行によってさらに送金受取人に伝達されることがあります。
- 外国送金依頼書兼告知書に記載された情報
送金依頼人の口座番号・住所、取引番号、その他送金依頼人を特定する情報
- (3) 支払指図の伝送手段は、当行が適当と認めるものを利用します。また、関係銀行についても、送金依頼人が特に指定した場合を除き、同様とします。
- (4) 次の各号のいずれかに該当するときには、当行は、送金依頼人が指定した関係銀行を利用せず、当行が適当と認める関係銀行によることができるものとします。この場合、当行は送金依頼人に対してすみやかに通知します。
- 当行が送金依頼人の指定に従うことが不可能と認めたとき
送金依頼人の指定に従うことによって、送金依頼人に過大な費用負担または送金に遅延が生じるなどで、他に適当な関係銀行があると当行が認めたとき
- (5) 前3項の取扱いによって生じた損害については、当行の責に帰すべき事由によるものを除き、当行は責任を負いません。

6.(手数料・諸費用)

- (1) 送金の受付にあたっては、当行所定の送金手数料・関係銀行手数料その他この取引に関連して必要となる手数料・諸費用をいただきます。なお、このほかに、関係銀行に係る手数料・諸費用を後日いただくこともあります。
- (2) 照会、変更、組戻しの受付にあたっては、次の各号に定める当行および関係銀行の所定の手数料・諸費用をいただきます。この場合、前項に規定する手数料等は返却しません。なお、このほかに、関係銀行に係る手数料・諸費用を後日いただくこともあります。
- 照会手数料
変更手数料
組戻手数料
電信料、郵便料
その他照会、変更、組戻しに関して生じた手数料・諸費用

7.(為替相場)

- (1) 送金の受付にあたり、送金資金を送金通貨と異なる通貨により受領する場合に適用する為替相場は、外国為替先物取引契約が締結されている場合を除き、当行の計算実行時における所定の為替相場とします。
-

(2) 第4条第4項、第9条第3項、第11条第1項第3号の規定による送金資金等または返戻金の返却にあたり、当行が送金依頼人にそれらの資金を送金通貨と異なる通貨により返却する場合に適用する為替相場は、外国為替先物取引契約が締結されている場合を除き、当行の計算実行時における所定の為替相場とします。

8.(受取人に対する支払通貨)

送金依頼人が次の各号に定める通貨を送金通貨として送金を依頼した場合には、受取人に対する支払通貨は送金依頼人が指定した通貨と異なる通貨となることもあります。この場合の支払通貨、為替相場および手数料等については、関係各国の法令、慣習および関係銀行所定の手続きに従うこととします。

支払銀行の所在国の通貨と異なる通貨

受取人の預金口座の通貨と異なる通貨

9.(取引内容の照会等)

(1) 送金依頼人は、送金依頼後に受取人に送金資金が支払われていない場合など、送金取引について疑義のあるときは、すみやかに取扱店に照会してください。この場合には、当行は、関係銀行に照会するなどの調査をし、その結果を送金依頼人に報告します。なお、照会等の受付にあたっては、当行所定の依頼書の提出を求めることもあります。

(2) 当行が発信した支払指図または交付した送金小切手について、関係銀行から照会があった場合には、送金の依頼内容について送金依頼人に照会することがあります。この場合には、すみやかに回答してください。当行からの照会に対して、相当の期間内に回答がなかった場合または不適切な回答があった場合には、これによって生じた損害については、当行の責に帰すべき事由によるものを除き、当行は責任を負いません。

(3) 当行が発信した支払指図または交付した送金小切手について、関係銀行による支払指図の拒絶等により送金ができないことが判明した場合には、当行は送金依頼人にすみやかに通知します。この場合、当行が関係銀行から送金に係る返戻金を受領したときには、直ちに返却しますので、第11条に規定する組戻しの手続きに準じて、当行所定の手続きをしてください。

10.(依頼内容の変更)

(1) 送金委託契約の成立後にその依頼内容を変更する場合には、取扱店の窓口において、次の変更の手続きにより取扱います。ただし、送金小切手の内容変更はお取扱いできません。この他、送金金額、関係銀行を変更する場合には、次条に規定する組戻しの手続きにより取扱います。

変更の依頼にあたっては、当行所定の内容変更依頼書に、外国送金依頼書兼告知書に使用した署名または印章により署名または記名押印のうえ、第4条第2項に規定する外国送金計算書等とともに提出してください。この場合、当行所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。

当行が変更依頼を受けたときは、当行が適当と認める関係銀行および伝送手段により、内容変更依頼書の内容に従って、変更の指図を発信するなど、遅滞なく変更に必要な手続きをとります。

(2) 前項の依頼内容の変更にあたっての内容変更依頼書の取扱いについては、第4条第5項の規定

を準用します。また、前項第2号の取扱いによって生じた損害については、当行の責に帰すべき事由によるものを除き、当行は責任を負いません。

- (3) 本条の規定する変更は、関係銀行による変更の拒絶、法令による制限、政府または裁判所等の公的機関の措置等により、その取扱いができない場合があります。変更ができず組戻しを行う場合には、次条に規定する組戻しの手続きをしてください。

11.(組戻し)

- (1) 送金委託契約の成立後にその依頼を取りやめる場合には、取扱店の窓口において、次の組戻しの手続きにより取扱います。

組戻しの依頼にあたっては、当行所定の組戻依頼書に、外国送金依頼書兼告知書に使用した署名または印章により署名または記名押印のうえ、第4条第2項に規定する外国送金計算書等とともに提出してください。この場合、当行所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。なお、送金小切手が送金依頼人に対して交付されている場合には、その送金小切手も提出してください。

当行が組戻しの依頼を受けたときは、当行が適当と認める関係銀行および伝送手段により、組戻依頼書の内容に従って、組戻しの指図を発信するなど、遅滞なく組戻しに必要な手続きをとります。

組戻しを承諾した関係銀行から当行が送金に係る返戻金を受領した場合には、その返戻金を直ちに返却しますので、当行所定の受取書等に、外国送金依頼書兼告知書に使用した署名または印章により署名または記名押印のうえ、提出してください。この場合、当行所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。

- (2) 前項の組戻しの依頼にあたっての組戻依頼書の取扱いおよび返戻金の返却にあたっての受取書等の取扱いについては、第4条第5項の規定を準用します。また、前項第2号の取扱いによって生じた損害については、当行の責に帰すべき事由によるものを除き、当行は責任を負いません。
- (3) 本条に規定する組戻しは、関係銀行による組戻しの拒絶、法令による制限、政府または裁判所等の公的機関の措置等により、その取扱いができない場合があります。

12.(通知・照会の連絡先)

- (1) 当行がこの取引について送金依頼人に通知・照会をする場合には、外国送金依頼書兼告知書に記載された住所・電話番号を連絡先とします。
- (2) 前項において連絡先の記載の不備または電話の不通によって通知・照会をすることができなくとも、これによって生じた損害については、当行の責に帰すべき事由によるものを除き、当行は責任を負いません。

13.(災害等による免責)

次の各号に定める損害については、当行は責任を負いません。

災害・事変・戦争、輸送途中の事故、法令による制限、政府または裁判所等の公的機関の措置等のやむをえない事由により生じた損害

当行が相当の安全対策を講じたにもかかわらず発生した、端末機、通信回線、コンピュータ等の損害、またはそれによる電信の字のくずれ、誤謬、脱漏等により生じた損害
関係銀行が所在国の慣習もしくは関係銀行所定の手続きに従って取扱ったことにより生じた損害、または当行の本支店を除いた関係銀行の責に帰すべき事由により生じた損害
受取人名相違等の送金依頼人の責に帰すべき事由により生じた損害
送金依頼人から受取人へのメッセージに関して生じた損害
送金依頼人と受取人または第三者との間における送金の原因関係に係る損害
成年後見人制度利用に関する届出書を受領する前に生じた損害
その他当行の責に帰すべき事由以外の事由により生じた損害

14.(譲渡、質入れの禁止)

本規定による取引にもとづく送金依頼人の権利は、譲渡、質入れすることはできません。

15.(預金規定の適用)

送金依頼人が、送金資金等を預金口座から振替えて送金の依頼をする場合における預金の払戻しについては、関係する預金規定により取扱います。

16.(法令、規則等の遵守)

本規定に定めのない事項については、日本および関係各国の法令、慣習および関係銀行所定の手続きに従うこととします。

以 上